

鹿児島市高齢者等肺炎球菌予防接種のお知らせ

鹿児島市保健所長

この予防接種を希望する方は医療機関で受けることができます。

接種をご希望の方は、別紙の委託医療機関へ予約し、接種を受ける際に、今回送付した書類一式と、下記5に記載の必要書類を持参してください。※過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象となりません。(接種済の場合は、対象外となるためご了承ください。なお、接種済の方で2回目以降の接種を検討される場合は、医療機関へご相談ください。)

裏面もご確認ください

1 接種対象者

鹿児島市に住所があり、過去に肺炎球菌ワクチンを1度も接種したことがない、

- ① 接種時に65歳の方
- ② 接種時に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害を有する方等(内部障害1級相当)

2 接種するワクチン、回数及び接種期限

(1) 接種するワクチン：沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン

※23価ワクチンを接種した場合、全額自己負担となります。

(2) 助成を受けて接種できる回数：1回

【過去に肺炎球菌ワクチンを1度も接種したことがない方が対象です。】

(3) 接種期限：66歳の誕生日の前日まで

※接種期限を過ぎて(66歳になって)、接種をされる方は全額自己費(11,000円程度)で任意の接種となります。

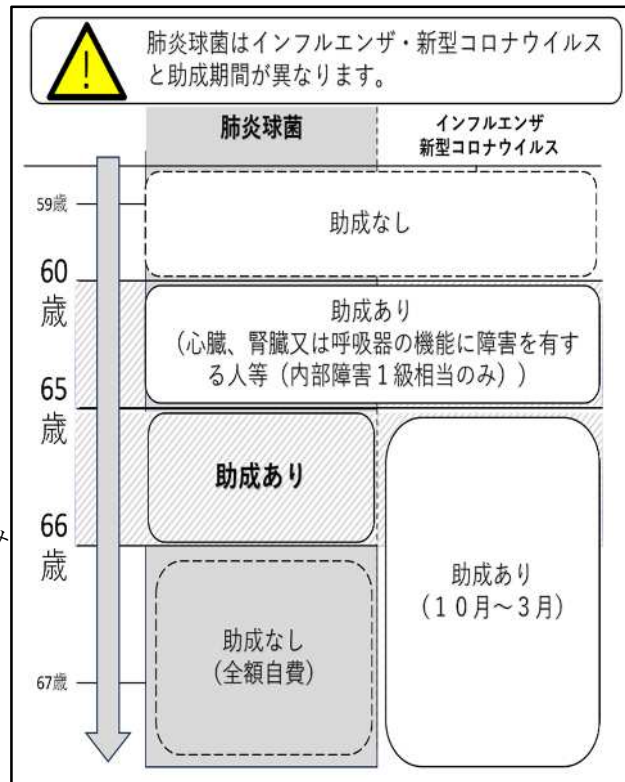
3 接種場所

別紙の「委託医療機関」に記載された医療機関のみ

4 接種料金

3,500円 【接種料金の払い戻しはできません。】

※対象者のうち、生活保護受給者と市民税非課税世帯の方は無料です。該当する方は証明できる書類(下記参照)を医療機関に提示してください。



5 接種時に必要なもの

対象者	必要書類
全員	マイナンバーカード、運転免許証など(氏名、生年月日、住所を確認できるもの)
上記1②に該当する方	内部障害1級相当が確認できるもの(身体障害者手帳、医師の診断書など)
生活保護受給者	生活保護受給証、自立支援医療受給者証など
市民税非課税世帯 (世帯全員が非課税であることが条件)	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民税・県民税非課税証明書(市保健事業用)：本庁資産税課、谷山税務課及び各支所の市税窓口係で発行 → 予防接種で使用する旨を伝えて頂ければ無料で発行できます。 ◆後期高齢者医療資格確認書(被保険者で区分Ⅰの方のみ) ※マイナ保険証は証明になりません。 <p>(介護保険料納入通知書※(決定通知又は変更通知)、国民健康保険の医療限度額適用・標準負担額減額認定証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証は、非課税世帯の証明書類とはなりません。)</p> <p>※介護保険料納入通知書(決定通知又は変更通知)は令和8年度から証明書類になりません。</p>

《切り取り》

【鹿児島市高齢者等肺炎球菌予防接種済証】

(本人控え)

(本人記入欄) この接種済証は、予防接種を受けたことの証明になりますので、大切に保管してください。

住所	鹿児島市			
氏名		男・女	昭和	年 月 日生

(医療機関記入欄)

医療機関名	接種日	年 月 日
	ワクチンロットNo.	

【肺炎球菌感染症】

肺炎球菌は主に気道の分泌物に含まれる細菌による感染症で、唾液などを通じて飛沫(ひまつ)感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎は、日本人の死亡原因の第5位となっています。また、成人の肺炎のうち25%~40%は肺炎球菌が原因と考えられています。

全ての肺炎を予防できるわけではありませんが、肺炎球菌感染症の予防には、ワクチンの接種が有効です。

【肺炎球菌予防接種の有効性】

現在、日本国内で小児の予防接種にも用いられている20価ワクチンは、以前使用されていた23価ワクチン(PPSV23)と比較してカバーする血清型は少なくなっていますが、カバーする型に対してより高い有効性が期待でき、重症の肺炎球菌感染症予防に対しても高い効果が期待できるとされています。

【肺炎球菌予防接種の副反応】

注射部位が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりする場合や、全身反応として、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒頭痛、発熱などがあらわれることがあります。

また、ごくまれに重篤な副反応として、じんましんや呼吸困難などのアナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病などがあります。

予防接種を受ける場合の注意点について

1. 一般的注意

予防接種は、病気に対する免疫(病気に対する抵抗力)をつけるためのものであり、体調の良い時に受けるのが原則です。安全に予防接種を受けるために、このお知らせをよく読んで、必要性や副反応について理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、接種を受ける前に医師に質問してください。予診票は接種する医師への大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

2. 予防接種を受けることができない者

- (1) 明らかに発熱(37.5℃を超えている)している者。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。

重篤な急性疾患に罹患している場合には、疾病の進行状況が不明であり、その日は見合わせるのが原則です。

- (3) 肺炎球菌予防接種の接種液の成分又はジフテリアトキソイドで、アナフィラキシーを起こしたことのある者。
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどい全身性のアレルギー反応のことで、発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんがでるほか、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどに続き、ショック状態になるような症状がでます。
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

3. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する者。
- (2) 予防接種の接種後2日以内に発熱した者及び全身にじんましんが出るなどのアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者。
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある者。
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
- (5) 肺炎球菌予防接種の接種液に含まれる成分で、アレルギーを起こすおそれのある者。

4. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けたあと30分間は、接種場所で健康状態の変化に注意し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応の大部分は、この間に起こると言われています。帰宅後に異常が認められた場合は、速やかに接種医に連絡してください。
- (2) 1週間は副反応の出現に注意してください。
- (3) 予防接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないでください。
- (4) 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や、大量の飲酒は避けましょう。

5. 健康被害救済制度について

予防接種法に基づく定期接種で、まれに生じる重い副反応により医療機関での治療が必要になったり、障害が残るなどの健康被害が生じた場合、予防接種によるものと厚生労働大臣が認定した場合には、国の予防接種健康被害救済制度により、医療費などの給付が受けられます。

健康被害が生じたときは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 8:30~17:15(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
鹿児島市保健部 感染症対策課 TEL:099-803-7023(直通) FAX:099-803-7026